

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大池 幸彦
登録番号又は法人番号	2 3 0 2 1 4 8 8
所属する単位会	秋田県行政書士会
事務所名称	行政書士大池幸彦事務所
事務所所在地	秋田県秋田市東通1丁目19番18号 東通ビル102
処分年月日	令和7年7月25日
処分内容（種類）	会員の権利停止 期間：令和7年8月1日から令和8年4月30日まで（9か月間）
上記処分をした理由	被処分会員は、依頼を受けて地方法務局へ相続登記の代理申請を行ったほか、職務上請求書を利用し、行政書士業務に該当しない目的で3件の住民票の写しの請求を行い、取得した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第1条の2第2項、第10条、第13条 行政書士職務基本規則第1条、第10条、第12条 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項 秋田県行政書士会会則第78条第1項